

鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 : 平成17年8月～18年12月
- 2 調査対象機関 : 国土交通省、総務省

【勧告日及び勧告先】 平成18年12月22日 国土交通省、総務省

【回答年月日】 国土交通省 平成19年6月21日
総務省 平成19年6月28日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 鉄道は、旅客輸送や貨物輸送において重要な役割を担っており、一たび事故が起きるとその被害は甚大となるおそれあり。
- 国土交通省は、鉄道営業法、鉄道事業法等に基づき、鉄道交通の安全対策に関する措置を実施
鉄道事業者に対する事前規制は必要最小限とし、事業運営が適切でない場合に是正するための事後チェック型の行政手法を充実すること等を目的として、一連の措置（認定鉄道事業者制度の導入、技術基準の性能規定化等）を実施
- 近年、死傷者を伴う列車脱線事故などの重大事故が発生。また、睡眠時無呼吸症候群による居眠り運転、工事ミスによる運行ダイヤの混乱、運転休止や旅客列車の30分以上の遅延など、安全・安定的な運行に支障をもたらす事態が発生
- この行政評価・監視は、事後チェックの実施、鉄道係員の資質管理、施設・車両の整備、事故発生時の対応体制等の状況について調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 規制緩和の一環で設けられた制度の効果的な実施</p> <p>ア 認定鉄道事業者制度 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保安監査等の際に、認定鉄道事業者の設計・確認業務が適切に実施されているかを検査するとともに、不適切な設計・確認等の事例及び留意事項を整理し、認定鉄道事業者に周知すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前規制の緩和と事後チェックの充実の一環として、鉄道事業法の改正により平成12年に導入 ・ 施設・車両の設計能力が一定基準に適合していると国土交通大臣が認定した鉄道事業者（認定鉄道事業者）が、施設・車両を設計し、かつ、技術基準に適合することを確認した場合、施設・車両に係る認可等の申請又は届出に際し、記載事項又は添付書類の一部を省略可 ・ 国土交通大臣による事業場の立入検査権限あり ・ 国土交通大臣は、設計・確認業務が法令に従って適切に行われていない場合、認定を取消し ・ 平成17年度末現在、41鉄道事業者（78事務所）を認定 ・ 有効期間5年又は10年 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定の有効期間中における立入検査の実施について明確な方針なし 立入検査の実績は、全国9地方運輸局のうち2局（2認定鉄道事業者2事務所）のみ。平成14～16年度に保安監査で立ち入った23認定鉄道事業者の37事務所のうち、設計・確認業務の実施状況を検査したのは4局（7認定事業者11事務所（30%）） ○ 平成15年9月、不適切な設計・確認業務（踏切設備の設計図面が技術基準に適合しているか確認せずに施工）により輸送障害（運休477本、遅延37本）が発生 	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 総務省の勧告を踏まえ、「鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の対応について」（平成18年12月22日付け国鉄技第88号、国鉄施第75号、国鉄安第83号（以下「勧告対応通達」という。））を各地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に対し発出し、「認定の有効期間中（一般認定は3年目、特定認定は5年目を目途）に認定鉄道事業者に対し立入検査を実施すること。なお、この立入検査については、保安監査の際に併せて実施しても差し支えない。」旨指導</p> <p>この結果、平成19年1月から同年3月までの間に、特定認定鉄道事業者については、全19事業者に対して認定の有効期間中の立入検査を実施し、一般認定鉄道事業者については、当該期間に認定更新手続の生じた4事業者に対して順次立入検査を実施</p> <p>立入検査の結果、不適切な設計・確認等が明らかになった1事業者については、平成18年12月20日、認定の取消し処分を行うとともに、「認定鉄道事業者制度における設計の確認の業務の厳正な実施について」（平成18年12月20日付け国鉄施第73号）に基づき、当該事案を認定鉄道事業者に対して周知</p> <p>また、これまでに実施した立入検査の結果を踏まえ、不適切な設計・確認等の事例及び留意事項を整理し、「認定鉄道事業者制度の運用における留意事項について」（平成19年6月14日付け事務連絡）をもって、認定鉄道事業者に対して周知</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 認定鉄道事業者の設計・確認業務について立入検査を実施し、不適切な事例を認定鉄道事業者に周知することにより、設計・確認業務の適正化に資することが可能</p> <p>イ 技術基準に関する鉄道事業者における実施基準 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 実施基準の審査を適切に行うための留意事項を整理し、これに基づき審査を的確に行い、技術基準省令に適合していない実施基準については鉄道事業者に対して必要な変更指示を行うこと。</p> <p>② 実施基準を確実に遵守するよう、鉄道事業者を指導するとともに、保安監査の際に検査すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、事前規制の緩和と事後チェックの充実の一環として、平成13年、施設・車両の構造、運転取扱い等に関する技術基準省令を性能規定化 <ul style="list-style-type: none"> レール幅の例：従前「1.067m」「1.435m」等と規定 現在「安全な走行及び安定した走行を確保できるもの」と規定 また、国土交通省は、技術基準省令の解釈基準を定め、これを国の許認可等の審査や鉄道事業者の実施基準作成の拠り所とするよう指導 鉄道事業者には、技術基準省令の実施基準の作成・遵守・地方運輸局長への届出を義務付け。実施基準には、施設・車両の定期検査の周期、対象部位及び方法を定めることを義務付け <ul style="list-style-type: none"> 地方運輸局長は、実施基準が技術基準省令に適合していないとき、その変更を指示できる <p>《調査結果》</p> <p>○ 定期検査の周期、対象部位及び方法について、届け出られた実施基準に、i) 一部を定めていないもの(6事業者)あり、ii) 地方運輸局の確認を受けることのない社内規程に従って実施するとしているもの(1</p>	<p>→① 地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、実施基準の審査の際は、次のi)からiii)に留意して審査を行い、必要と認められた場合は鉄道事業者に対して実施基準の変更を指示することを指導</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 実施基準の項目が省令等の項目に対応していること。 ii) 実施基準の内容が解釈基準に示された例示、設計方法、検証方法等に準じ、数値化する等具体的に示されていること。 iii) 実施基準の内容が解釈基準と異なる場合は、省令等への適合について十分に確認すること。 <p>なお、勧告において指摘された実施基準の変更が必要と認められた7鉄道事業者については、指導の結果、平成19年6月までに、省令等に適合した実施基準への変更届出済み。</p> <p>併せて、その他全ての鉄道事業者の実施基準についても省令等との適合性を確認し、不適合なものについては、これまでに変更届出(41鉄道事業者)を提出</p> <p>→② ①のとおり、全鉄道事業者の実施基準について、必要な変更を終え、省令等との適合性が確認されたことから、改めて全鉄道事業者に対して、実施基準を確実に遵守するよう「鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の対応について(実施基準の遵守について)」(平成19年6月15日付け国鉄技第20号)に基づき指導</p> <p>また、地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、保安監査の際には実施基準が確実に遵守されているかを確認し、必要と認められた場合は鉄道事業者に対して適切な指示を行うことを指導</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>事業者) あり これらに関し、6 地方運輸局から実施基準変更の指示なし</p> <p>○ 実施基準に定めた検査周期で検査を実施していないなど、実施基準を遵守していないもの(6 事業者) あり これらに関し、5 地方運輸局から改善指導なし。うち1 地方運輸局は保安監査の際にも指摘なし</p> <p>2 鉄道係員の資質管理及び施設・車両の整備の適正化</p> <p>(1) 鉄道係員の資質管理</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 鉄道事業者に対し、教育・訓練について、すべての運転関係係員を対象とした実施要領を策定するとともに、これに基づき教育・訓練を実施するよう指導すること。また、適性検査の合格基準に達していない運転関係係員について、必要な適性を保有していることを改めて確認することを徹底するよう指導すること。</p> <p>② 鉄道事業者に対し、S A S に関する運転士の健康管理や対応について必要な措置を講ずるよう指導を徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者には、i) 運転関係係員※及び保守関係係員に対する教育・訓練の実施、ii) 運転関係係員に必要な適性、知識及び技能の確認等を義務付け <ul style="list-style-type: none"> ※ 列車等を操縦する係員、運転司令室等で運転整理を行う係員等 国土交通省は、平成 15 年、S A S (睡眠時無呼吸症候群 (Sleep Apnea Syndrome)) による居眠り運転の発生を踏まえ、鉄道事業者に対し、S A S 知識の啓蒙、チェックシートによる自己評価・申告を行える環境の整備、自社病院・診療所等における診断・治療設備の充実の検討等、健康管理や対応について必要な措置を講ずるよう指導 <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象 34 鉄道事業者のうち、</p>	<p>→① 地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱について」(平成 14 年 3 月 8 日付け通達)に基づき、実施要領が未策定等の鉄道事業者に対して、実施要領を定め係員の教育及び訓練を実施するよう指導することを指示</p> <p>また、適性検査の合格基準に達していない運転関係係員については、「適性の確認に係る管理の徹底について」(平成18年10月20日付け国鉄安第64号)に基づき、鉄道事業者に対して、適性の確認に係る管理のより一層の徹底について指導することを指示</p> <p>なお、勧告において指摘された実施要領が未策定等の 6 鉄道事業者については、指導の結果、実施要領の策定等を実施</p> <p>→② 地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害については、その疾患の特徴を十分に認識し、「動力車操縦者の身体要件に係る取扱いについて」(平成15年 3 月20日付け通達)に基づき適切に取り扱うよう、鉄・軌道事業者に対して指導することを指示</p> <p>なお、勧告において指摘された運転士に対し S A S 知識を普及していないなどの23鉄道事業者については、指導の結果、S A S 知識の啓蒙等を実施</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>i) 実施要領を策定しておらず一部の運転関係係員に対する教育・訓練が実施されていないもの(3事業者)あり</p> <p>ii) 適性検査の結果が合格基準に達していない運転関係係員を作業に従事させているもの(1事業者)あり</p> <p>○ i) SAS知識の普及を行っていないもの(1事業者)、チェックシートを活用していないもの(3事業者)、診断・治療設備を充実していないもの(18事業者)あり</p> <p>ii) 健康診断でSASの問診を行っておらず、SAS該当者の有無を把握していないもの(1事業者)あり</p> <p>(2) 鉄道施設・車両の整備 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 平成16年基準に適合していない地下駅の火災対策設備の整備計画の策定、整備時期の明確化を鉄道事業者に指導するとともに、整備の進捗状況を把握し、計画どおり整備が行われていない場合には必要な指導を行うこと。</p> <p>② 安全性緊急評価に基づく保全整備計画について、未策定の鉄道事業者に対しては早急な策定を指導するとともに、整備の進捗状況を把握し、計画どおり改善措置が行われていない場合には必要な指導を行うこと。指導後もなお保全整備計画が未策定の場合は、当該鉄道事業者名を公表すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下駅について、国土交通省は、近隣国の地下鉄火災を踏まえ、平成16年、新たな火災対策基準(平成16年基準※)を設定 <ul style="list-style-type: none"> ※ 旅客の避難時間を考慮した地下駅排煙設備の設置、車両客室の耐燃焼性の確保等を新たな基準として追加 ・ 国土交通省は、地方中小鉄道事業者(77)を対象として、平成14・15年度に安全性緊急評価事業※を実施。さらに、評価結果に基づき施設等の安全対策を講ずる安全性緊急対策事業※※を実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 鉄道事業者から委託された第三者機関が、鉄道施設・車両の安全性を評価し、 	<p>→① 地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、平成16年基準に適合していない地下駅の火災対策設備の整備時期が未定の鉄道事業者に対して、整備時期を明確にするよう指導すること及び引き続き進捗状況をフォローアップを行い、必要に応じ鉄道事業者を指導することを指示</p> <p>なお、勧告において指摘された整備計画が未策定等の3鉄道事業者については、指導の結果、平成19年3月までに整備時期が明確化された整備計画を提出</p> <p>また、各鉄道事業者の整備の進捗状況については、平成18年度末現在の報告を受け、必要な指導を実施</p> <p>→② 地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、保全整備計画を提出していない鉄道事業者に対して、平成19年3月31日までに地方運輸局等に提出するよう指導すること及び保全整備計画のフォローアップにおいて、計画どおり改善措置が執られていない場合には必要に応じ鉄道事業者を指導することを指示</p> <p>なお、勧告において指摘された保全整備計画が未策定の4鉄道事業者のうち、2鉄道事業者については、平成19年3月末に鉄道事業を廃止、2鉄道事業者については、指導の結果、平成19年6月までに保全整備計画を提出</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>緊急整備事項(3年以内に整備)と中長期整備事項(おおむね10年以内に整備)に区分した評価報告書を作成。地方運輸局に提出</p> <p>※※ 鉄道事業者が、評価報告書に基づく保全整備計画を策定し、これに沿って整備する場合に、安全対策費、近代化設備の整備費用の一部を国が補助</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 国土交通省は、鉄道事業者に対し、平成16年基準への適合期限を示していない</p> <p>このため、16鉄道事業者401地下駅についてみると、84%(335駅)が16年基準に不適合。i)具体的な整備計画を策定していないもの(1事業者4駅)、ii)多額の経費を要するとして、整備時期が未定のもの(2事業者15駅)あり</p> <p>○ 安全性緊急評価を実施した77地方中小鉄道事業者のうち、緊急整備事項が指摘されているが保全整備計画を策定していないもの(4事業者)あり(平成18年12月現在)。保全整備計画で平成16年度までに改善するとして緊急整備事項を17年度又は18年度に先送りしているもの(2事業者)あり</p> <p>3 事故発生時の対応体制の整備</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 応急復旧体制に関する指導心得の整備について、特に留意すべき事項を整理して示す等の方法により鉄道事業者を指導し、適切な内容の指導心得の整備を徹底すること。(国土交通省)</p> <p>② 消防機関と鉄道事業者との協議・取決めに至っていない理由を把握し、これに応じた必要な措置を講ずることにより、取決めに促進すること。(総務省(消防庁)、国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、鉄道事業者に対し、事故発生時の通報、救急出動等の体制を明確にした指導心得を制定し、全従業員に周知させておくよう指 	<p>また、各鉄道事業者の整備の進ちょく状況については、平成18年度末現在の報告を受け、必要な指導を実施</p> <p>→① 地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、「緊急時における救急体制の整備について」(昭和47年12月22日付け通達)に基づき、鉄道事業者に対して、定めるべき事項を明確に整備するよう指導を徹底することを指示</p> <p>なお、勧告において指摘された指導心得が不十分な18鉄道事業者については、指導の結果、指導心得の改定等必要な改善措置を実施</p> <p>→② (国土交通省)</p> <p>地方運輸局等に対し、勧告対応通達において、「鉄道災害発生時における救急体制について」(平成13年11月6日付け通達)に基づき、消防機関との間における鉄道災害発生時の救急・救助体制の不十分である鉄道事業者に対して、可及的速やかに適切な体制が構築されるよう指導を徹底することを指示</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>導（昭和47年通達）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省（消防庁）及び国土交通省は、平成13年、消防機関及び鉄道事業者に対し、迅速かつ効果的な救助活動のための11項目（管轄消防機関への連絡、救助隊の現場誘導、乗客の避難誘導等）について協議し取決め等を行うよう通知 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年11月、鉄道運転事故の負傷者を救助中の消防隊員の死傷事故が発生 両省は、平成15年、地方運輸局の管轄区域単位で消防機関と鉄道事業者の協議会を設置するよう通知 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧体制として、利用者への事故通報、緊急通信設備の確保方法等が定められていないもの（18事業者）あり。このうち昭和47年通達の内容を承知していないもの（3事業者）あり ○ 鉄道事業者と消防機関との協議状況について、協議会で基本方針を取りまとめたが、消防機関との具体的な協議を実施していないもの（7事業者）あり <ul style="list-style-type: none"> 救助隊の現場誘導、乗客の避難誘導等の項目の協議・取決めを行っていないもの（4事業者）あり 	<p>また、併せて、協議未了の鉄道事業者については、協議が完了するまでの間は理由を把握するなど必要なフォローを行うことを指示</p> <p>なお、勧告において指摘された応急復旧に関する取決めを締結していない7事業者については、鉄道事業者から働きかけを図り、取決めに向け協議中</p> <p>（総務省）</p> <p>勧告を踏まえ、消防機関と鉄道事業者との協議・取決めに至っていない理由を調査したところ、鉄道事業者の管理区域が複雑であることなどが判明</p> <p>今後、調査結果を踏まえ、都道府県が主体的に協議・取決めに関する事務を推進することなどを通知し、鉄道事業者との協議・取決めを促進する所存</p>